

日常生活用具の種目及び対象者等

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきり状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者で、常時介護を要する者、療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は寝たきり状態にある難病患者等で、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者のうち、常時介護を要する者又は自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者又は寝たきり状態にある難病患者等	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走向型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000円
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上の方で、原則として3歳以上の方	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円
	訓練ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上の者若しくは体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害の者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	4,450円
	T字状、棒状の杖(一本杖のみ)	平衡機能、下肢又は体幹機能障害の者で、つえの使用により歩行機能が補完される者	主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装	3年	2,200円
			主体—金属 外装—塗装なし		3,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等において介助を要する者又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの	8年	60,000円	

			イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)		
	頭 部 保 護 帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)又は精神障害者	転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具	3年	軟性 12,160円 硬性 29,400円
	特 殊 便 器	上肢障害2級以上の者、療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200円
	火 災 警 報 器	障害等級2級以上の者又は療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の方で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自 動 消 火 器	障害等級2級以上の者、療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電 磁 調 理 器	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)又は療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者で、18歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害3級以上の者のうち、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定程度に保つもの	5年	51,500円
	ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器に障害のある難病患者のうち、原則として学齢児以上の者で、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電 気 式 た ん 吸 引 機	呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者のうち、原則として学齢児以上の者で、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸 素	医療保険による在宅酸素療法を行う	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円

	ボンベ運搬車	者			
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者のうち、発声・発語に著しい障害を有する方で、原則として学齢児以上の者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフト	6年	118,500円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者で、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者で、原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	7年	10,400円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる方に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
	視覚障害者用活字文書上	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円

	げ装 置				
	視覚 障害 者用 拡大 読書 器	視覚障害者のうち、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
	盲人 用時 計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
	聴覚 障害 者用 通信 装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者のうち、コミュニケーション、緊連絡等の手段として必要と認められる方で、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
	聴覚 障害 者用 情報 受信 装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
	人工 喉頭 (笛 式)	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 附属品(気管カニューレ)	4年	5,000円
	人工 喉頭 (電動 式)	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 附属品(電池、充電器)	5年	70,100円
排泄 管理 支援 用具	スト ーマ 装 具	ストーマの造設を行った者	消化管、尿路ストーマの造設を行った者が容易に使用し得るもの	—	蓄便袋 8,858円／ 月 蓄尿袋 11,639円 ／月
	紙お むつ	治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストーマの変形のため、ストーマ装具を装着できない者、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害の者で、紙おむつ等を必要とする者又は3歳以前に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、それぞれ3歳以上の者	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具等	—	12,000円 ／月
	収尿 器	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者	尿の逆流防止装置等がついているもの	1年	9,000円
住宅 改修 費	居宅 生活 動作	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有	障害者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

	補助用具	する障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者		
--	------	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとします。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。